

《アンケート結果》 中学校社会科授業での「丸亀市自治基本条例」の活用について

資料4-1

実施期間：令和6年12月6日～令和7年1月24日

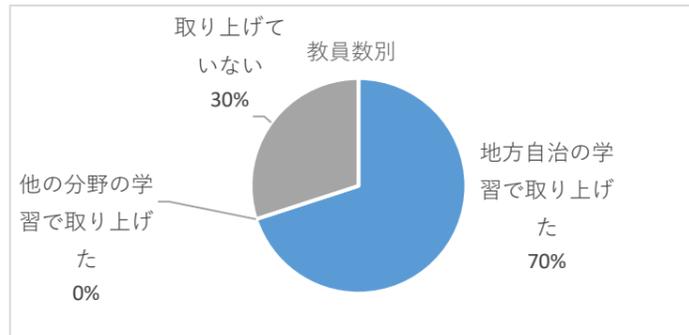
対象：丸亀市公立中学校で3年生を担当する社会科教員

回答者数：10名（担当するクラス数：6校30クラス）

質問1 授業で「丸亀市自治基本条例」を取り上げていただけましたか？

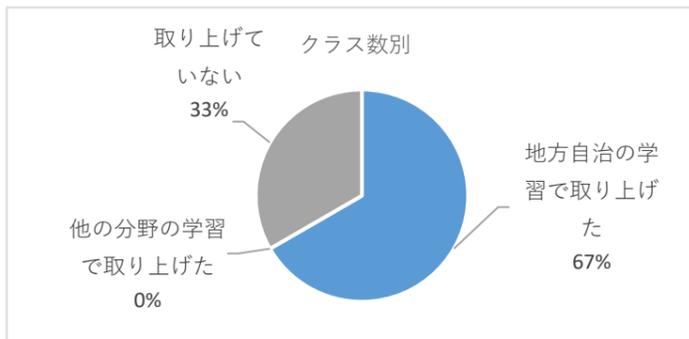
【教員数別】

回答	教員数	割合(%)
地方自治の学習で取り上げた	7	70.0
他の分野の学習で取り上げた	0	0.0
取り上げていない	3	30.0



【クラス数別】

回答	クラス数	割合(%)
地方自治の学習で取り上げた	20	66.7
他の分野の学習で取り上げた	0	0.0
取り上げていない	10	33.3

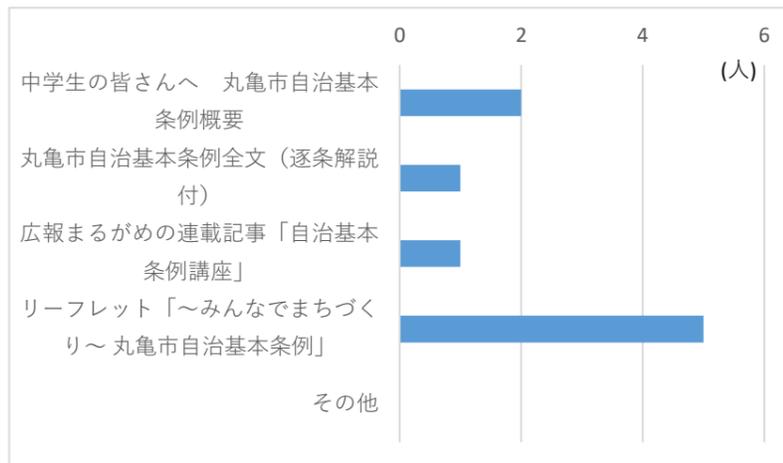


質問1で「取り上げていない」と回答された方は、その理由を教えてください。（→質問6へ）

単元の中における取り上げ方、また授業展開に困ったため。
時間数の問題 範囲の消化に追われてしまった。
丸亀城のふるさと納税について取り上げた授業を行ったが、その際に必要としなかった。

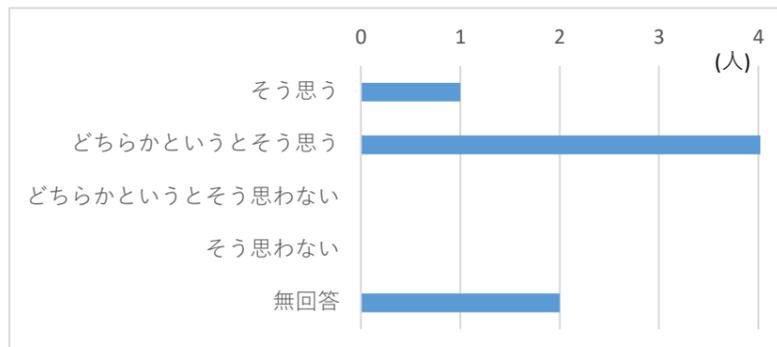
質問2 授業で「丸亀市自治基本条例」を取り上げた方は、どの資料を使用しましたか？（複数回答可）

回答	教員数	割合(%)
中学生の皆さんへ 丸亀市自治基本条例概要	2	22.2
丸亀市自治基本条例全文（逐条解説付）	1	11.1
広報まるがめの連載記事「自治基本条例講座」	1	11.1
リーフレット「～みんなでまちづくり～丸亀市自治基本条例」	5	55.6
その他	0	0.0



質問3 資料は「丸亀市自治基本条例」の理解に役立ったと思いますか？

回答	教員数	割合(%)
そう思う	1	10.0
どちらかというと思う	7	70.0
どちらかというと思わない	0	0.0
そう思わない	0	0.0
無回答	2	20.0

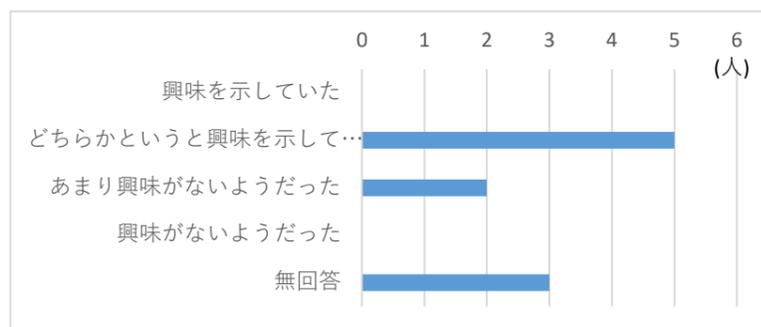


その理由を教えてください。【「どちらかというと思う」を選択した方】

生徒にもわかりやすいように、具体例や言葉を使って説明してくれている。
市民・市長・議会の役割が分かりやすくまとめられていた。
自治基本条例というものの存在を知るきっかけになったと思うから。

質問4 「丸亀市自治基本条例」を授業で取り上げた際の生徒の反応はどうでしたか？

回答	教員数	割合(%)
興味を示していた	0	0.0
どちらかというに興味を示していた	5	50.0
あまり興味がないようだった	2	20.0
興味がないようだった	0	0.0
無回答	3	30.0



質問5 「丸亀市自治基本条例」を授業で取り上げた際に、生徒たちから出た質問等があればご記入ください。

他の市町村にもあるのか。

質問6 「丸亀市自治基本条例」を授業で取り上げることに對する率直な意見をお聞かせください。

回答	教員数	割合(%)
有効である	2	20.0
どちらかというに有効である	7	70.0
あまり有効でない	1	10.0
有効でない	0	0.0



質問7 その他に、「丸亀市自治基本条例」を授業で取り上げることに、また中学生の理解促進について、ご意見やご要望等がありましたら、ご自由にご記入ください。

具体例が明確にわかる資料があれば、使いやすい。ポスターなど

自治基本条例自体を学ぶ授業は中学生には、少し難しいように感じました。この条例をもとに、中学生が市民として政治に参加するにはどうすればよいのかを考える授業の方が、生徒の興味を引きつけやすいように感じました。

将来の丸亀市民である中学生に市政への参加、市民参画を考えさせるためには「丸亀市の課題」の把握ができる資料が必要。丸亀市が地方創成のために住みやすさをアピールして移住を促しているパンフレットのページなどを授業中にとり上げた。丸亀市のお財布という丸亀市の予算の画面も使用した。もっと地方都市丸亀が将来どうなるおそれがあるなどが分かる資料があればと思う。

具体例や、この条例が中学生に寄与することなどが分かりやすいものがあればよいなと思った。